

広情個審第50号  
令和2年11月13日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年4月6日付け広市教学健第18号で諮問のあったこのことについては、  
別添のとおり答申します。

（諮問第149号事案）

## 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

### 【諮問事案】

平成28年4月6日付け広市教学健第18号の諮問事案（諮問第149号事案）

平成27年12月3日付けの公文書開示請求計11件（以下これらを合わせて「本件開示請求」という。）に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成28年1月15日付け広市教学健第262号で行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に対する同年3月8日付け異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）

### 1 審査会の結論

実施機関は、本件処分について、理由付記に不備があるので取り消し、改めて本件開示請求に係る処分を行うべきである。

### 2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 異議申立ての趣旨

未納額 備考などを開示せよ。

#### (2) 異議申立ての理由

未納額などについては個人を識別したり個人の権利権益に無関係であり理由とならない。

### 3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件異議申立ての対象となる公文書のうち、「給食費の未納状況」に記載されている未納額欄や備考欄等は、公にすることにより各中学校における未納者の状況が明らかとなり、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号の個人情報に該当すると判断し、部分開示決定を行ったものである。

(2) また、「給食費の未納状況」に記載されている内容確認欄の情報については、給食費の横領に係る刑事事件に関連しており、当該刑事事件の捜査の支障となる可能性があったため、条例第7条第3号に該当すると判断し、不開示としている。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 本件処分の理由付記について

前記3の(2)のとおり、実施機関は本件不開示情報の一部は条例第7条第3号に該当するため不開示とした旨主張する。

しかしながら、本件処分に係る通知書には「開示しない理由」としては条例第7条第1号に該当するためとしか記載されておらず、同条第3号についての記載はない。

したがって、本件処分には瑕疵があることから、実施機関は改めて理由を整理して本件開示請求に係

る処分を行うべきである。

(2) 開示・不開示の妥当性について（付言）

本件処分は、上記のとおり決定通知書の理由付記に不備があることから、取り消した上で改めて本件開示請求に係る処分を行うべきであるが、不開示とした部分について検討し、実施機関が改めて本件開示請求に係る処分を行う際の留意事項として指摘する。

ア 条例第7条第1号及び第3号の規定について

- ① 条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- ② また、条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

イ 本件公文書の不開示の該当性について

(7) 「学校給食費精算書」について

当該公文書における不開示部分は、欄外に記載されたメモ等であり、当審査会が見分したところ、個人の氏名や不足額の内訳（未納額、生活保護や就学援助の金額）が記載されていた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(1) 「給食費の未納状況」について

a 当該公文書における不開示部分は、未納額欄及び備考欄とその下の内容確認欄であり、当審査会が見分したところ、未納額欄及び備考欄には、各年度の未納額、入金があった金額及び個人名を含むこれらの明細が記載されていた。内容確認欄には、特定給食会の記載どおりの未納額を承知するか否かを確認する内容や、その認否の理由が記載されていた。

b このうち、A中学校に係る「給食費の未納状況」の内容確認欄に記載された、特定給食会が記載したとおりの未納額を承知するか否かを確認する内容は、給食費の横領に係る刑事事件に関連しており、本件開示請求がされた時点において、当該刑事事件の捜査が継続していたことを踏まえると、この情報を公にすると、当該捜査に影響を与えるおそれがあると認められ、条例第7条第3号に該当することから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

c また、B中学校に係る「給食費の未納状況」の内容確認欄のうち理由の部分については、未納額に関する記載があるが、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することがで

きる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、条例第7条第1号に該当することから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

d A中学校以外の中学校に係る「給食費の未納状況」の内容確認欄に記載された、給食会が記載したとおりの未納額を承知するか否かを確認する内容（cの情報を除く。）は、個人に関する情報とはいえ、また、公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるともいえないため、開示すべきである。

e 上記以外の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

### (3) 申立人の主張について

申立人は、実施機関の部分開示決定に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H28. 4. 6	広市教学健第18号の諮問を受理 (諮問第149号で受理)
R2. 6. 12 (第1回審査会)	第1部会で審議
R2. 7. 10 (第2回審査会)	第1部会で審議
R2. 8. 21 (第3回審査会)	第1部会で審議
R2. 9. 11 (第4回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
濱 野 滝 衣	弁護士